

小野幹雄最高裁判所判事に聞く

(平成四年一二月四日・最高裁判所裁判官室にて)

インタビュー

野宮利雄幹事長

増田浩千副幹事長

豊田泰介編集委員長

神洋明事務局次長

(豊田) 中央大学を卒業されてから、最高裁判事となられるまでのご経歴は。

昭和二八年に中央大学を卒業し、その年に司法修習生となり、昭和三〇年に任官しました。初任地は広島地裁でして、東京、福島、鹿児島の各地裁で勤務した後、再び、東京地裁に赴任し、司法研修所教官を経て、また、東京地裁に戻りました。昭和五六年二月に最高裁判所の刑事局長、昭和六〇年一〇月に大津地家裁所長、同六二年一月に東京高裁の裁判長、翌六三年一月に司法研修所所長に就任、平成三年六月に大阪高裁長官を経て、平成四年二月に最高裁判事に任命され、現在に至っております。

(豊田) 現在、所属されている小法廷は。

第一小法廷です。

(豊田) 最高裁判所のお仕事は大変お忙しいと伺っておりますが、そのあたりのお話を、お聞かせいただけませんでしょうか。

確かに民事事件が増えており、かなり忙しく仕事をやらせてもらっています。民事の通常の上告事件の新受が、年間二〇〇〇件を越えています。正確にはわかりませんが、裁判官一人当たり新件がひと月に、一〇数件はきます。その間に、刑事、行政、特別抗告、再審、その他いろいろな事件がきます。それを全部やりますので、かなり時間をとられますね。

(増田) 小野裁判官が、具体的に、主任として担任される民事事件は何件くらいあるのでしょうか。

それも當時来では順ぐりに処理していますので、正確にはわかりませんが、手持ちの民事事件は一〇〇件以上はあります。刑事案件もやはり一〇〇件位はあると思います。

(野宮) その間に、先程お話の行政、特別抗告、再審事件等も担当されるのですね。

そうです。

(増田) 第一、第二、第三のいずれの小法廷も同じくらいの件数がおありで



すか。

ええ、皆同じ位あります。

(野宮) 合議の時は、他の裁判官の記録も見なくともいけませんから、小法廷の事件としては、その五倍くらいの事件を担当することになるわけですね。

ええ、そうです。

(増田) 普段の裁判所での勤務時間はどうなっていますか。

月曜日から金曜日まで毎日出勤していますが、午前九時二〇分には出庭しています。夕方は、四時五〇分にこの部屋を出ます。

(野宮) 宅調ということはないのですか。

だいたい毎日出ています。その間、隨時合議をします。合議をするときは審議室に入つてやりますが、午後五時を過ぎることもあり、朝からやっているとくたびれますよ。

(増田) 法廷には週何回くらい出るのでしょうか。

第一小法廷は、週に一回半出ます。週に二回開かれるときと一回のときがあるわけですが、最高裁では、法廷に出ている時間は少なく、そのほかの時間は審議室で合議をしています。

(野宮) 私は小野裁判官は刑事畠が長かったように理解しているのですが、民事事件を担当したのは何年くらいでしょうか。

純粹に民事を担当したのは三年間。家事を中心に家裁で責任をもつて事件処理をしたのが二年間です。

(豊田) 土曜日とか日曜日には、どんな過ごし方をされておられるのでしょうか。

ほかの方はわかりませんが、私の場合は新米なものですから、土曜日は今のところ完全に自宅で仕事をして

います。日曜日は午前中だけ仕事をして、午後にはテレビを見たり散歩をしたりして、なるべくくつろぐようにしています。

(豊田) そうしますと、ウイークデーも退院後、官舎で仕事をされているのでしょうか。

眠るのに困らない程度に仕事をしています。少し落ち着いてきたら、夜にはできるだけ仕事をしないようにしようと思っていますがね。

(神) 忙しいときこそどこかで息抜きをしたいと思うのですが、どこでリフレッシュされているのでしょうか。

今のところ、私は就任して間がないですから、記録を見るのに忙しくてあまり休みがとれません。しかし、ある程度落ち着いたところで、たとえば夏などにはまとめて休みをとって、山登りをしたり、温泉に行ったりしてリフレッシュするようになっています。

(豊田) 小野裁判官は司法研修所の所長および教官もご経験されており、法曹教育にはご尽力いただいておられるわけですが、若い法曹に対するご希望なりをお聞かせ願います。

今の若い人们はかなりしっかりしていて立派な方が多い。それに、法律知識なんかも、我々が修習生のころと比べたら、随分あると思います。ただ、何というか、やっぱり、法曹の使命感のようなものをしっかりとやってもらいたいと思います。

(豊田) 中央大学では、来年(平成五年)四月から「法曹論」と、九月から「司法演習」(憲法・民法・刑法)といふゼミナール講座を設けることになったようです。この講座は、大学教授ではなくて、実務家である裁判官、検察官、弁護士が担当するということで、その人選について中大法曹会にも協力の要請がまいりました。

非常に結構なことだと思います。何か世論調査に法曹希望者が多いと出していましたが、希望の理由に「金儲けができる。良い生活ができる。」というのがあり、残念に思いました。それではちょっと困りますね。もつ

と純粹な使命感をもって来て欲しいし、学生の時代に、法曹の仕事、法曹の使命というものをよく理解しておいてもらいたいですね。

(豊田) 本年度の中大出身の司法試験の合格者は一〇一名だったようですが、私どもは、母校からもっと多くの法曹が出て欲しいと思っておりますが、小野裁判官からもひとことご意見を頂戴できませんか。

中大出身者は、弁護士会では錚錚たる地位を築いておられます。そこそここのところまではきていますが、もっと裁判官に任官していただきたいですね。

(神) 中大出身の裁判官の間で何か交流がございますか。

中大法曹会のなかに、裁判官だけの会があります。余り集まつてはいませんが、東京周辺の人が年に一回位集まっています。私が最高裁判事になってから一回会合があり、その会長にさせられてしまいました。

(神) 最近は、母校に対する愛校心が薄れているということを耳にしますが、裁判官の世界でもそうですか。

それはあるかと思います。裁判官はいろんなところに赴任しますので、その土地土地に馴染みがそんなに深くなく、赴任先に中大出身者の会があるとは限らないので、どうしてもそういうふうになりますね。その土地で裁判事件を担当していると、事件関係者とも遭遇しかねないので、そういう会に出て行くことが難かしいということもありますし……

(野宮) そのあたりは、私どもも理解をしてあげないといけませんね。頂戴した時間も過ぎました。本日は、大変ありがとうございました。

中大法曹に対する提言

東京地方裁判所判事

綿引穰

(昭和五〇年卒業)

一 現在の我が国において大学の果たすべき役割がなにかを語ることは難しい。

社会はますます複雑化し、国際化の必要もさけばれて久しい。逆に大学のレジャーランド化や偏差値による輪切りの弊もつとに指摘されているところであって、真にその学部学科において勉学を修める意欲をもって入学する者がどれほどいるかという疑問も尽きないところである。

また、将来の人口減に伴う大学進学者の減少は、数年を経ずして現実の問題となろうことは明らかである。

このような状況をみると、旧来のとおりの大学運営や講義内容では社会の進展に取り残されるようなことにもなりかねないと危惧されるのである。

二 法学部についてこれをみても、本年度は司法試験合格者は一〇〇名を数え、「法科の中央」の実力は健在であるとはいえ、全体の司法試験合格者数の増加に助けられた面がないとはいえないし、司法試験予備校への傾斜が著しい近來の傾向をみると、「法科の中央」の名声に安住していて事が足りるとは到底思われない。法律実務に携わっている私としては、司法試験合格者の多数を誇り、そのため努力を注ぐことももとより大事なことではあるが、

むしろ、社会人として必要な法律的素養を涵養すること、換言すれば「リーガルマインド」を持った人間を社会に送り出すことにこそ、エネルギーを注ぐべきではないかと考える。

三 広聞するところによれば、中央大学では、来年四月には「総合政策学部」という新学部が設置されるとのことであり、既に新学科を設置した文学部、理工学部等の他学部に次いで、現在、法学部においても「国際企業関係法学科」という名称のもとに法学部の三つめの学科の設置申請を文部省に対して行っているとのことである。

この大学改革への大学の取組みはまさに時に時宜を得たものである。

四 ところで、この「国際企業関係法学科」においては法律科目の講座もあるようであるが、いわば学際的なものであるから、私個人としては、教員としては、法学部の専任教員よりも実務家のほうが相応しいのではないか、また、その講座の内容も、法学部においてかつてされていたような（現在の講義内容は知らないので。）個別の実定法の解釈学を講義するというのではなく、日々社会で生起する事象を、法律あるいは法的思考というフィルターを通して理解するという訓練を施すものとして構成すべきではないかと考える。

そこで提言であるが、中大法曹として母校になんらかの働きかけをするというのであれば、社会の要求する人材の育成の観点から、いかなる教員によっていかなる教育がなされるべきかについて大学関係者に意見具申をするなり、あるいは実務家を教員として推薦するなりの行動が求められるべきものではないかと考える。

中大法曹を単なる仲良しクラブとするのであれば格別、なんらかの社会的意義をそこに見出そうとするのであれば、大学の発展にむけて大学にはない実務の視点を持ち込むことが必要なことではないかと考えるがいかがであらうか。

中央大学法曹会への期待と提言



東京検察支部長

札幌地方検察庁検事正

中津川 彰

私は、平成四年四月、北海道の都、札幌へ転勤して参りました。この札幌は御承知のように「時計台」や「雪祭り」、可憐なすずらんやライラックの花、空にそびえたつボプラの樹等で代表されるように、四季折々に趣のあるとても美しい街です。これまで二一年間、東京の検察庁や法務省等で勤務していた私にとって、人生に新たな一頁を加えるものとの感を深くしています。

在京中、ささやかながら会（中央大学法曹会のこと）のためにお手伝いさせて頂きました。この間に会のことについて考えていたことや、札幌に転勤し、この地方から東京の会のことを眺めて感じたことなどについて、率直に意見を述べたいと思います。

今社会は地球的規模で激動し、世界は東西の二極化現象から多極化へ、そして価値観も多様化し、その動きは日を追って加速化されつつあります。

とはいっても、人々が願う基本的なものは、人々の基本的人権が尊重される平和な社会で、その社会構造は民主（法治）国家であり、いわゆる正義が正義として貫かれる体制であることだと思います。この人々が希求してやまない平和な社

会維持のためや、これを脅かす事象に対処するため、何らかの行動が必要とされる場合が多々あると思います。ここに会の法曹たる私たちの出番があると同時に、果敢にこれに立ち向かうことが、私たち法曹に課せられた社会的使命ではないかと思います。

ところで、我が大学出身の法曹は、質量ともに他大学のそれを圧倒し、トップクラスにあるものと確信しています。それ故に私たち法曹が、会の下に結集して、ことに当たれば、この社会をより良い希望に輝くものにできると思います。このためには、今の会の組織強化と巾広い活動が必要だと思います。

これまでにも先輩方が、会の発展のために努力されてきたことには、心から感謝していますが、時代に即応したより素適な会を造りたいとの想いから敢えて意見を述べたいと思います。

○ 会の組織強化のための方策

一 会員資格を広げ、広く会員を結集すること

これまでの会員資格は、「中央大学学員で、東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する学員の法曹」（法曹会会則4条1項）となっています。この規定を改正し、会員資格を

第一 学員の法曹会員、

第二 中央大学（この場合他大学出身者でも可）や、学員で他大学において法律関係を教授している講師以上の人者、
を会員にし、幅広くしたらどうでしょうか。

右改正した上で、未加入の有資格者には、ある時期を画して入会の意思の有無を確認して多くの法曹に加入してもらうとともに、会員であるとの認識を持つてもらうことにする。また新たな法曹資格取得者には、司法修習の終了時に強く入会を働きかけて資格者全員を加入させるようにしてはいかがでしょうか。会員数が多くなる

ことは、その運営により御苦勞が増すとは思いますが、「数は力なり」の格言通り、何事をやるにも多勢の方が勢いがあり、素晴らしいのになると思います。

二 会の支部の結成

会には支部の規程がなく、現実にも在京のみの活動となっています。これは会員の資格と深く係っていると思いますが、先に述べたように会員を広く認めるようにした場合には、会員数が多くなり、東京のみでの把握と活動では大変になりますので、各地の地方裁判所の管轄区域毎に支部として組織化することが必要ではないかと思います。

法曹の内、判・検事いわゆる任官組は、その多くが地方に数年の勤務で異動し、各地を転々としています。例えれば東京に勤務し、なんとなく会員となり、やつとの思いで総会などに出席したと思っているうちに地方へ転勤したとしますと、会の催しへも参加できず、会費支払のみが印象づけられることになりかねないのです。そして、再び東京に戻っても、すでに会とは疎遠になつてゐるために、会へ全く出席することも、おっくうになつてしまふのではないかと思ひます。

私が在京中、会の活動にはできるだけ参加しようと会合に出席していましたが、その都度、任官者の出席は、私を含めて数人、時には私一人のこととも度々で、私がやつと誘つて義理に出席してくれた任官者も、この状況をみて、次回からは出席してくれませんでした。このような状況が続いているのですから、私自身、「会の催しに任官者が出席するのは場違いではないか。この会は弁護士さん達の会か?」などと考えてしまふこと度々で、時間を見つけて出席するのが苦痛となりだしていました。

(現在会の催しに任官者が出席しているのか心配しています。)

これが前述のように各地に支部があれば、支部での人間関係、会の活動などを通して、例え東京に転勤になつ

ても、任官者が違和感が無く、進んで会に出席して活動に加わってくれるものと思います。地方は、東京と違つて法曹も少なくまさに稀少価値であり、まして学員ともなればごく自然に互いに親交を温めることにもなりますので、会の組織としての支部の運用もスムーズにできると思いますし、その延長線上の東京の会の運営にも好結果をもたらすものと思います。

三 会の運営の合理化

会の分科会や、準備会に出席した都度の実感ですが、一つのことを決めるにも時間がかかることが、これをもう少し能率良く短時間にできないかと思います。考えますに出席者全てが法曹で、それぞれ立派な方々ですので、その分科会の代表者であっても、各人の意見を重んじてただちに結論をださないのではないかと思います。勿論、討議事項にもよりますが、能率を上げることによって、会への参加価値が高められると思います。

四 会費徴収の徹底

会員を増やすと共に、会員の自覚のもとに、会費を確実に徴収し、会の組織・活動の原動力となる資金を盤石なものにする必要があると思います。現在でも会の会計担当幹事は苦労しているようですが、会費の支払が悪いのは、会員の多くが会員としての自覚いや認識がないことや、会の活動に参加していないからだと思います。ですから、先に述べたように会員としての認識を改めて持つてもらうと共に、後記のように各方面に積極的に活動して会員の参加え得れば、この会費の徴収率は上がるものと思います。

○ 会の活動の活発化

一 会員相互の親睦・親交

会員相互の親交を深め、相互の交流を通して互いに親睦を図ることが大切だと思います。また、同じ学窓を築立った学員として飾り気なく互いに切磋琢磨することができるのではないかと思います。特に会員の層を広く求

めて、これを結集した場合、右の効果はより増幅されるものと思います。

二　他の学員会との交流

最近、幹事の御努力により、会と白門南甲俱楽部との間で合同による会合が時に催され、単なる法曹のみの会合と違つた活気に満ちたものになっているとのことです。

このように、学員の他の会との合同の会合を積極的に開くことが、前記1の効果をより高めることができるものと思います。他の学員会の皆様にも、我が会員との交流でそれまでにない会合になること間違いないと確信していますので、ぜひこの種の交流を積極的に行う必要があるものと思います。

三　母校への貢献・支援

どんな人でも卒業した大学は経験として終生その人と共に歩みます。母校に対する思い（母校愛）は各々でしあうが、青春の一時期を中大のキャンパスに身を置いた者として、母校の発展を総ての学員が願っていると思います。

高木総長はことある毎に、「中大を二一世紀には日本一の大学にしたい」と言明すると共に、その具体化の一つとして学科の新設や、数一〇年ぶりの新学部（総合政策学部）を設立するなど意欲的に取り組んでいます。

会ではこれまでも総長等大学側の意を汲んで、物心両面の支援を行つておられます。

来年から若者の数が次第に減少しかし、近い将来、学生数の不足等から大学は淘汰されるのではないかといわれており、その危惧から、総ての大学関係者は今から己の大学へ質の高い学生の募集と、大学の生残りをかけている頭を悩ましています。

我が母校は、会員の多くの出身学部である法学部が表看板でした。そこで、これまでも、会が法職講座等へ積極的に参加して応援してきています。その一環として私も法学部の新入生へのオリエンテーションに何度か講義

に行つこともありました。時代に即応した新学部が創設されるなどの今、これまで以上に会が大学と連携し、そのニーズに応じた物心両面の支援活動が必要だと思います。

四 社会への貢献

法曹としての社会的使命は誠に大きいと思います。だからこそ、司法修習に国費が投じられているのです。時と場合によっては、会として社会に意見発表することを考えても良いのではないでしょうか。また、会の特徴から、例えば母校の創立記念日の七月八日や法の日の一〇月一日に、会が全国一斉、地方支部毎に無料法律相談を開催することや、全国の中・高等学校に例え、「基本的人権について」などについて講演に回るなど、社会への奉仕活動をしたらどうでしょうか。

さすが「法科の中大」の真価を人々に認識させることになるものだと思います。

以上



学外大学教授白門会

木川 統一郎

私は教授から弁護士になり、中大法曹会に入れていただいたので、大学のことしか書く能力をもっていない。ここでもそれを書かしていただきたい。

中大では、現在立派な方々が総長学部長の役職を占めておられるが、大学の雰囲気にとって非常に大切なことは、研究者として立派な人々、学者として通る人々が役職につくということである。最悪の雰囲気がかもし出されるのは、研究者・学者としてはさっぱりの人間が学部長などの要職をしめることである。さらに悪いのは、研究者・学者として望みがないので学内で政治的に動き、りょう官運動をするという雰囲気である。こういう状況の中で、首をかしげざるをえないような人が学部長などになると、大学の名声に影響を及ぼすし、第一、OBも学生も肩身の狭い思いをするのである。そしてこのようなりーダーのもとでは、大学の改革はできないと思う。ある大学の状況がどうなっているかは、要職にどんな人々がついているかを見ればわかることが多いのである。

次に、凋落しかかった大学を無理にでもよくするには、無理なことを行わなければ目的を達成することはできないと思う。新学部や新学科を開くことは必要であるが、問題はよい教授を集めることである。これは、金銭を含む条件

が問題なのであるから、官僚的発想でルールにしばられていてはとても目的を達成できません。昔の中大の講師陣はレベルが高かったが、多摩に移ってからはガタオチである。いくら立派な改善案を文章にしても、現実には講義のレベルアップはむずかしい。教授諸君は、自分たちよりレベルの高い人々を呼びよせ、自分らの研究の刺戟としてほしい。これが学者としての正しい発想であろう。ところが実際には、その反対の心理がどこの大学でも働き易いのである。

最後に、もう一つ書いておきたい。日本の大学の図書館は、教授が研究するにはまことに不自由にできている。中大もしかりである。この間ドイツのケルン大学にいったが、友人のブリュッティング教授の研究室は、民事訴訟法研究室であるが、自分の研究室がほとんどすべての内外の民訴法の文献を揃えており、いわば民訴法図書館が自分の研究室になっているのである。同様に、隣りの民法研究室はそこに民法のすべてが揃えられているのである。すなわち、必要なすべての文献の中でデスクワークをしているのである。カサをさして図書館まで歩いていくような大学の構造ではとても成果をあげることはできまい。これではよい論文を書くのは難かしい。私は機会があれば、できる範囲で改めるべきではないかと思っている。

それから中大の理事会について一言述べたい。教授会に対してもどしどし注文をつけてほしい（逆も真なり）。そして注文をつけるだけの大学論をもってほしい。功なり名を遂げた人々が順番でポストにつき、大過なく任期をおわればよいと考える理事者は最悪である。中大法曹会でも南甲クラブでも国会白門会でも、本職の片手間で名をつらねるにすぎないような人々を推薦しないようにしてほしい。そういうところにも案外中大の次の100年の方向が間違ってくる原因がありうる。以上忌憚ない私見を述べたが、是非諸先輩の御教示をお願いしたい。

中央大学法曹会への期待と提言

中央大学学員支部東京都府支部所属

総務局参事 西道隆

私は都庁に勤務している。都庁には中大出身の同僚の数は極めて多い。その数を正確に把握していないが、私の所属する部署にも相当数いる。管理職だけでも平成三年十一月現在で六七九名を数える。何かの折りに出身大学の話が出て、同窓であることがわかると、それだけで何年来の知り合いのような気になり、仕事もしやすくなる。母校とはありがたいものである。

さて、今般、都庁職員で構成する中央大学学員支部東京都府支部宛に、貴会への期待と提言と題する一文を寄せるようとの依頼があり、私にそのお鉢が回ってきた。総務局法務部というところで訴訟を担当しているためと思われる。しかし、私自身、かねてから貴会のあることを知つてはいたものの、具体的にどのような活動をしているのか殆ど知らない。したがつて、大いに的外れになるかも知れないが、日頃感じていることを多少述べてみたい。

第一に、母校の司法試験受験生にテコ入れしてはいかがだろうか。最近、平成四年度の司法試験の最終合格者が発表された。それによると、例年のとおり一位東大、二位早大、三位中大となっている。中大三位はこのところ続いているが、司法試験を目指す受験生が多数の大学に分散している状況からすると、この順位に安閑としてはいられない

ような気がする。最近の高校生のアンケート調査によると、将来のつきたい職業として法曹を希望する者が減少しつつあるとのことである。受かるかどうか全く保証のない司法試験に挑戦するよりも、学生生活を謳歌し、就職したほうがよいとの風潮があるからだろうか。いずれにせよ、母校の伝統を守るために、やる気のある若い学生を発掘する必要があるのでなかろうか。この点に関し、大学当局も新入生に対して司法試験のガイダンスや指導をしていることと思うが、貴会でも現職の裁判官、検察官、弁護士を母校に派遣して、それぞれが具体的にどのような仕事をしているのか、夢を持たせるような話を聞かせてやり、若くて有能な人材を発掘する機会を持つてはどうだろうか。また、聞くところによると、最近の司法試験受験生は、在学中から大学の講義を聞いて勉強するというのではなく、ダブルスクールとか言つて、司法試験の専門予備校に通っている学生が多いとのことである。この傾向が良いのかどうか問題もあるうが、母校には、学研連に所属する研究室やその他の司法試験受験のための研究室が多数ある。貴会の会員にも研究室の出身者が多いと思うが、出身研究室等を通じて、積極的に受験指導に乗り出してはどうかと思う。私も一時期、ある研究室に所属していたが、往時の黄金時代を知る先輩からよくハッパを掛けられ、それが大いに励みとなつたことを思い出す。研究室に所属していない受験生も相当数いると聞くが、これらの受験生に対しては、母校と連携をとり、大学の教室等の提供を受けて、定期的に受験指導等をしてはどうだろか。

第二に、裁判制度の改善案を提言してはいかがだろうか。今の裁判制度は時間がかかり、素人に分かりにくくよく耳にする。これは、一面事実であると思う。国民の要求に合致する制度に改善する必要があろう。その改善のためには、関係法律の改正を要する点もあり、現に各種の検討がなされているようであるが、毎日裁判に従事している法曹が積極的に乗り出す時期だと思う。聞くところによると貴会は二、六〇〇名もの多数の会員を擁しており、一大勢力である。先頭を切つて、積極的な改善案を提示してはいかがだろうか。そうすることにより、これから大学を目指す優秀な若者が母校に魅力を感じ、かつ、司法試験に憧れて母校に集まつてくるきつかけともなるよう思う。

第三に、一般公開の講演会を開いてはいかがだろうか。母校出身者でも、貴会の存在を知るものは極めて少ないのではないかと思うし、また、法曹というと感覚的に毛嫌いする者もいようが、こういう機会を持つことが貴会ひいては法曹界全体に対する理解と協力を得る一助となるのではなかろうか。

第四に、司法に対する信頼を守るため、積極的に行動してはいかがだろうか。最近、政界をめぐる問題に関して、検察庁や裁判所の在り方について、いろいろのことがいわれている。会員の中にもいろいろの意見があるとは思うが、最大公約数でもよいかから、国民に向けて司法権の独立等をアピールする等、行政から独立した最後の砦として、司法の重要性についても積極的に発言してはどうだろうか。

とりとめのないことを思いつくまま、書き綴った。最後に、貴会が今後とも法曹会のリーダーとして益々発展されることを祈念する。

(本稿は、筆者の個人的なものであることを付言する。)

中央大学法曹会への期待と提言

白門鑑定士会
副会長 定森



中央大学法曹会から、「中大法曹第十四号」で「中大法曹への期待と提言」の特集を作るので、内外の中大出身者として白門鑑定士会からも提言が欲しいとのご依頼をうけた。

中央大学でのトップランナーである中大法曹会から後発の不動産鑑定士の集りである白門鑑定士にこのような申出があつたのは初めてであり、やっと白門鑑定士会も中央大学出身者の中で認知されたという感じで喜んでおります。私事ですが法学部を二十九年に卒業して以来、一時法曹を志さして勉強もしておりますが、昭和四十二年不動産鑑定業界に身を投じて二十年余、法曹会とは業際の領域でかかわりの深いことは意識しておりますが、その中で中大法曹を特別に考えることはありませんでした。学校は卒業したけれども直接学校や教授との縁もなく校友との交際も少なかつたように思います。

しかし、心中では中大法学部出身であることには誇りをもって生きてきたことを感じます。

それは法学部、そして中大法曹が中心となり先導して築き上げた社会の評価、榮誉があるからにはかなりません。司法試験での中大合格者数の減少がいわれております。

中大卒業者の各界へのより多くの進出が期待されております。

どうも中大出身者はまとまりがない、身内の面倒見が悪い、実務家が多いが何となく大らかさがない、包容力がない、ということを耳にします。立派な方も大勢おられますが、残念乍らそれを認めざるを得ないところもあります。

そのような折、中大法曹が率先して内外の意見、提言を聞く機会を設けられたことは時宜と得たものと思われます。先ず中大卒業者の意見を聞き交流を深めてお互を知りそれを吸収する。そしてそれを将来更に外へ拡げて行くことは自づからを改革することにもつながり、将来のより大きな発展が期待できるからです。

中大法曹の普段の活動等について多くを知らない中で今格別の提言はありませんが、各界との交流を深めることによつて、より幅のある開かれた法曹、親しめる法曹、そして我々にとって師となる法曹、を目指され更なる発展をされるよう希うものです。

以上

中央大学法曹会への期待と提言

東京地方検察廳検事 保倉裕

私は、本年七月に東京地方検察廳総務指導係に配置替えになり、現在修習生の指導にあたっている検事です。

私は、一卒業生として、中大法曹会が、昨年で創立四〇周年を迎えられ、会員総数二三八〇名と、その組織を拡大されるとともに、幹事会・各種委員会を通じて各種の活動を行い、会員の親睦のみならず、母校の興隆及び司法の発展に努められ、各方面において多大の成果を上げられていることを、大変心強く感じている次第であります。今後の中大法曹会の各方面における活動に期待しているところであります。

さて、私は、これまで中大法曹会の活動に参加して会の発展に寄与したことなく、発言の資格を持たない者であると思いますが、この度、中大法曹会への期待と提言というテーマで投稿するようにとのお話を受け、せっかくの機会を与えられましたので、一卒業生の法曹として思うところを一言述べさせていただきたいと思います。

中大法曹会では、創立四〇周年を迎えるにあたり、この機に更にその組織を充実させ、活動を活性化させようという意図での度の企画をされたようであります。

「中大法曹創立四十周年記念特集」を読ませていただきますと、第一、会員についての問題、第二、現在の会活動

は会則の目的に副って十分機能しているか、第三、中大法曹会の活動を機能させ、更に活性化を図るためにどうあるべきか、何をなすべきかの三点にわたって、詳細が話し合われており、検討されるべき点の洗い出し自体が既に行われています。

そこで、第一の会員についての問題ですが、ここでは、会員資格または名簿に登載するべき者の範囲をどうするか、実体としては幹事以上の参加のみを期待しているのではないか、委員会には幹事以外の法曹の積極的参加・加入を求める必要があるのではないかという点が上げられています。

この点については、会員の拡充を目指すことはより多くの中大卒業の法曹の親睦を深め、組織の存在意義を高めるのに重要なことです。一方、その多数の会員の全てに積極的な活動を求めるることは物理的に無理な面がある上、そのことのためにかえって会の活動の調整がつかず、活動自体が実体のないものになってしまふことも考えられます。ですから、親睦のための会員の拡充と積極的な活動の充実のための組織の充実は区別して考えた方が良いように思われます。その意味では、親睦のため、一般会員については、個別の会に参加した場合の会費を徴収ほかには会費を徴収せず、賛同会員を増やすなどして会員を拡大する一方で、幹事を増員して幹事以上から会費を徴収して幹事会中心の会運営をすることは、親睦と活動の双方を充実させるための現実的・効率的運営であると思われます。しかし、このことが、結局、一般会員を活動から疎外してしまい、活動に参加しようという意欲を減少させることも考えられますが、大学の行事・学生に対する説明・講演等の企画をたてて、その内容によつて、一般会員、特に若手法曹に企画への参加を求めるることは必要であると思います。その場合は、企画のテーマにより、各ブロックの幹事の推薦で、参加してもらう一般会員を選択し、臨時の参加を要請することが現実的・効率的のように思います。

次に、第二の現在の会活動は会則の目的に副って十分機能しているかの問題ですが、ここでは、会員相互の親睦、中央大学の興隆と司法の発展に寄与、研究会等の開催、広報活動の積極化が上げられています。

この点に関しては、中大法曹会が各方面において十分な活動をされており、その活動に敬意を表したいと思います。特に、法職教育検討委員会、大学問題委員会の活動は、母校の興隆と司法の発展に多大の成果を上げられているものと思います。

また、「中大法曹創立四十周年記念特集」を読ませていただきますと、中大法曹会のご努力もあって、中央大学では、法学部の改革に伴い「法曹論」「司法演習」の講座を設け、その講座を中大法曹に担当してもらい、法的思考のトレーニングだけでなく、人間的な接触を通して法曹職の魅力を訴えてもらいたいとの意向であるようです。このような企画は母校の興隆と司法の発展に真に有意義なものと考えますが、右のような理想・目的を実現し、その企画に魂を入れるためには、相応の人材の確保とその方に対する相応の待遇を確保する必要がありますので、この点に関する中大法曹会の各方面における積極的な調整活動が期待されるところであります。

さらに、第三の中大法曹会の活動を機能させ、更に活性化を図るためにどうあるべきか、何をなすべきかの問題ですが、ここでは、若手法曹が中大法曹会に魅力を感じ参加が得られる状況にあるか、全学生に対しても幅広く指導・啓発するようとするべきではないか、教授との対話等を図ること、研究会等を継続して開催するように「文化委員会」を設置すること、広報活動をすること、学員会他支部との積極的な交流を図ることなどの必要が上げられています。組織を将来とも活性化させてゆくためには若手法曹の参加の問題が特に重要であり、このことは右の他の問題とも相互に関連しているもののように思われます。つまり、広報活動を充実させて中大法曹会の活動を宣伝し、研究会・講演会・教授とのシンポジウム、学員会他支部との交流会等の開催を通じて、一般の若手会員を集める機会を作るとともに、「法職講座」「司法演習」等における中大法曹会の活動と中央大学法学部の改革に理解をもつてもらい、その意義に共鳴してもらえば、将来中大法曹会の活動と中央大学法学部の改革に参加しようという若手法曹の気持ちが高まるのではないかと思うわけです。そして、このような場合、法曹になつて四、五年経過したころの層に特に働きか

けるのが有効であるように思います。

また、全学生に対する啓発については、法学部学生・司法試験受験生以外に対しても法律と法曹職に対する理解を持つてもらうことは大切なことであり、法科の中大の伝統を知つてもらうためにも有意義であると思いますので、そのレベルでの講演会を学内で企画することなどは大切だと思います。

最後に、私としては、法職講座だけでなく、中央大学法学部の改革に伴い「法曹論」「司法演習」の講座を設け、法曹職の魅力を訴えるという企画を現実させるための各種の準備活動、実際の企画の実現、これらに関する広報活動、研究会等の開催等の活動を軸にし、若手法曹の積極的参加を求めて、これによつて、組織の活性化が現実的で有効な方策であると思います。

私自身中大法曹会の組織・活動に関してはこれまで殆ど知識がなく、ましてその活動に参加することもなくきていたために、この度、本テーマで文書を投稿することとなつたことから、ようやく「中大法曹」誌を読んでその活動の一端を知つたという程度でした。その活動の一端を知つたが故に中大法曹会に対する「期待」をもつたのであります
が、その知識の乏しさから「提言」と言われるようなアイデアもなく、また、無知故の大風呂敷のように思われるのをおそれ、皮相な意見を述べるにとどまつたことをお詫びします。

しかし、「中大法曹創立四十周年記念特集」を読んでみると、中大法曹幹部の母校の興隆と司法の発展を目指す熱意には並々ならぬものを感じるのであります。母校と中大法曹会の伝統を守るためにも中大法曹会の一層の発展を期待するものであります。